

（４）東京都杉並区 （区民生活部管理課犯罪被害者支援担当係）

「杉並区犯罪被害者等支援条例」を制定し、一時利用住宅の提供、日常生活支援、生活資金貸付、付添い支援など、総合的な支援を行うための各種制度を整備している。

■犯罪被害者等施策に取り組んだ背景及び経緯

【取組の経緯】

平成 15 年、区議会において、犯罪被害者支援に関する一般質問が出されたことを契機として翌年条例制定に向けた専門家検討会（オブザーバー・区内三警察署）を設置し、平成 17 年専門家検討会からの答申を受け、区職員による内部検討を開始、区民意見提出手続き、犯罪被害者遺族との意見交換会実施、平成 17 年 10 月「杉並区犯罪被害者等支援条例」を制定、平成 18 年 4 月施行した。

- ・杉並区犯罪被害者等支援条例は、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進、被害等の軽減及び回復に資する事を目的に設置されている。個々の実情に応じきめ細かく、途切れることなく体系的・総合的に支援を行う事で、犯罪被害者等の心身の苦痛と生活上の不利益を軽減し、平穏で安全な生活の回復を効果的に図る事が期待できる。

【条例施行までの取組】

- ・条例に定める支援策を具体的に実現するための規定整備（杉並区犯罪被害者等支援条例施行規則、杉並区犯罪被害者等日常生活支援実施要綱の制定、杉並区応急小口資金貸付条例施行規則、高齢者専用居室入居特例措置取り扱い基準の改正）
- ・日常生活支援ヘルパーの派遣事業者選定
- ・警視庁・警察署関連機関との調整
- ・福祉事務所・保健センター等関係部署との調整
- ・支援業務の専門性を高めるため、支援担当職員を長期研修派遣
- ・職員向け講演会「犯罪被害者支援」の実施
- ・事業周知
 - ・広報すぎなみ（3 回）、報道機関への情報提供（4 回）
 - ・ポスター掲出、リーフレット配布（区の関係施設、区内警察署、交番、町会掲示板等）
 - ・町会長会議、民生・児童委員会、保護司会等での制度説明

■支援制度の概要

項目	内容
情報提供・調整・付添等	相談に応じ、助言や情報提供、関係部署・関連機関・団体等との連携・調整、各種手続きの手伝い。場合によっては警察署や裁判所、病院等への付添いを行なう。

杉並区では犯罪の被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族への総合的な支援を行っています。

相談・情報提供 (条例第6条)

電話や面接などにより相談に応じ助言や情報提供を行います。

ひとりで悩まないで、お気軽にご相談ください。



犯罪被害者総合支援窓口

専用電話: **03(5307)0620** 直通

受付時間: 月曜～金曜日 (休日を除く)
午前8時30分～午後5時

場 所: 杉並区役所西棟7階

手続等の補助・付添 (条例第8条)

関係部署・機関・団体などとの調整・各種手続きの手伝いのほか、警察署・裁判所・病院などへの付き添いを行います。



日常生活への支援 (条例第8条)

次のいずれかに該当する被害者等に、犯罪被害者支援に理解のあるヘルパーを派遣します。

- ・犯罪等により生じた傷病又は精神的苦痛により、家事及び育児等が困難である
- ・犯罪被害者等の介助等のため、家事及び育児等が困難である

●支援内容:

- ・家事支援: 調理、衣類の洗濯、住居の掃除、生活必需品の買物、通院等の介助等
- ・育児支援: 食事の世話、衣類の洗濯、住居の掃除、育児、保育園等の送迎等

●派遣時間:

- ・家事支援: 1日3時間以内
- ・育児支援: 1日2時間以上一時間単位で8時間以内

●利用料: 所得により一部負担



資金の貸付 (条例第9条)

犯罪などにより収入が絶たれたり、多額の治療費が必要になった場合に、応急に必要な資金をお貸しします。

- ・杉並区応急小口資金貸付条例施行規則で定める収入基準以下の方
- ・区内に3か月以上住んでいる方
- ・連帯保証人が立てられる方 (10万円以内の場合は不要)

●貸付額: 30万円以内

●利 子: 無利子

●償 還: 6か月遅え置き後償還

- ・10万円以内は10か月以内
- ・10万円を超え20万円以内は20か月以内
- ・20万円を超え30万円以内は30か月以内



一時利用住宅の提供 (条例第7条)

次のいずれかに該当する被害者等に一時的に住居を提供します。

- ・再被害の可能性があり、緊急に転居が必要である
- ・従前の住居が犯行現場となったことにより、当該住居に居住することが困難である
- ・その他、犯罪等により従前の住居に居住することが困難である

●利用期間:

- ・6か月以内 (ただし、特別の理由がある場合は延長可)

●利用料:

- ・世帯の収入による (利用期間が10日未満の場合は免除。ただし、光熱水費は自己負担)



※具体的な支援を行う場合は、区内に住所があり、警察署への被害届を提出しているなど、客観的に被害者であることを確認させていただきます。

犯罪被害者向けのパンフレット（裏面 支援内容の説明）

【犯罪被害者等からの相談等実績】

平成20年度の相談は81件、付添・手続きの手伝い等4名に対応した。主な相談内容は、詐欺・窃盗などの財産的被害、暴行・傷害、凶悪犯罪、交通事故など。

■犯罪被害者等に対する総合的対応窓口

【体制】

- ・職員の体制は犯罪被害者支援担当係長と相談員2名（嘱託職員）の3名で実施。

【相談窓口～犯罪被害者総合支援窓口】

- ・犯罪被害者等のプライバシーや安全の確保に十分配慮し、電話相談室と面接相談室を設けている。また相談専用電話も設置している。



受付カウンターとパンフレットの設置状況

受付は相談者が犯罪被害者等であることを特定されないよう配慮し、「犯罪被害者総合支援窓口」と表示していない。民間被害者支援団体や弁護士会等のパンフレットも備えている。



電話相談室（左）と面接相談室（個室）

プライバシーに配慮した相談室を設置している。

【他部署や機関との連携】

- ・ 区役所内、他部署との連携では、必要に応じて支援調整会議等を行い、役割分担を明確にした上で、円滑な支援を行っている。また各部署で既に構築されている関連機関・団体等も有効活用している。さらに、区の施策として既に実施している支援策（交通事故・家庭内暴力・児童虐待・消費者被害）と調和・調整を図りつつ相互に連動し、体系的・総合的な支援を行っている。
- ・ 社団法人 被害者支援都民センターとは役割分担しながら同じ被害者に関わっているケースがある。また、対応に関するアドバイスもいただいている。

■人材の育成

- ・ 担当係長は約２ヶ月、（社）被害者支援都民センターに実地研修派遣され、支援者として

の電話や面接相談の受け方、付き添いなどの直接支援について学んだ。また、相談員についても、同センターで行われた研修等に参加している。その後も、全国レベルの研修会等に参加している。

- ・一般職員に対しては、条例施行前に講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、おかれている深刻な実情、支援の必要性等について理解を深めた。
- ・区民等に対しては、「講演会」のほか、自らが地域社会に貢献する人材、また、協働の担い手として活躍していただく人材を育むために開校された「すぎなみ地域大学」に「犯罪被害者支援員養成講座」を設け、「犯罪被害者支援員」の養成を行った。講座は入門編と実践編に分かれており、入門編は各機関や団体、専門家による支援への取組等について、1回2時間で10回、実践編は傾聴や被害者の心理、刑事手続等、より具体的な講義内容のほか、裁判所の見学やロールプレイなども含めた8回の講座になっている。現在、犯罪被害者支援員として、39人が登録している。

■広報啓発

【パネル展開催】

- ・平成20年10月1日から1週間、「犯罪被害者支援パネル展」を区役所のロビーで開催。約2,700人の来場者があった。

【杉並区犯罪被害者支援のつどい開催】

- ・平成20年12月に本村洋氏の講演「犯罪被害者の現状と必要な支援」のほか、「みんなからのメッセージ」と題し、犯罪被害者支援員と中学生による演劇を行い、560人の来場者があった。

【中学校における啓発授業の実施】

- ・事前授業で「命の大切さ」「人権について」学んだ

後、全校生徒で犯罪被害者遺族のお話を聴き、感想を書く。また、同時に校内で「犯罪被害者支援パネル展」を開催した。



パネル展の状況